



5月7日以降の市立小・中学校の対応について

※以下のことについて感染症の状況や社会情勢により変更する場合がある

1. 5月29日まで臨時休業を延長する。

2. 入学式に代えて、後日、新入生としての心構えを持たせる内容の
催しを行う。

3. 個別の学習支援を行う。

(1)臨時休業中は、学校で個別登校(児童生徒等)にて学習支援を行う。

①年間指導計画を踏まえて、教科書に基づく家庭での課題を課す。

②一日の学習スケジュール(学習時間の計画)や1週間の学習の見通しを提示する。

③週1回以上は学習について児童生徒への個別の支援を行う。

(2)個別の学習支援は家庭の状況等を踏まえて対応する。

4. 給食は6月1日より再開予定とする。

5. 自宅待機が困難な児童生徒の対応は原則しない。

(1)保護者に対し、個別登校する以外は自宅待機を強く依頼する。

(2)どうしても自宅待機が困難な場合、個別に学校へ相談する。

6. 授業時数の確保するため7月下旬、8月中旬以降の夏季休業日に
授業日を確保する。

問合せ先

学校教育部学校教育課